物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和４年１０月２８日閣議決定）（厚生労働省関係　概要）

資料１

○世界経済の減速リスクを十分視野に入れつつ、足元の物価高騰など経済情勢の変化に切れ目なく対応し、新しい資本主義の加速により日本経済を再生するため、以下の４つを柱とし、予算・税制、規制・制度改革などあらゆる政策手段を活用した総合的な経済対策を策定する。

Ⅰ.物価高騰・賃上げへの取組

○継続的な賃上げの促進

・業務改善助成金の拡充（事業場内最低賃金引上げのための助成）

・同一労働同一賃金の徹底に向けた労働局と労働基準監督署の連携　　等

※同時に、中長期の構造的な賃上げを図るため、「Ⅲ.新しい資本主義実現の加速」に基づき、成長分野への円滑な労働移動を人への投資の強化と一体的に進める。

Ⅱ.円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化

○生活衛生関係営業者への支援

・生活衛生関係営業者に対する経営改善に向けた支援、専門家による相談支援、デジタル化推進、資金繰り支援

○検疫体制の確保

・水際対策を着実に実施するための検疫体制の確保　　等

Ⅲ.新しい資本主義実現の加速

○人への投資の強化と労働移動の円滑化

・キャリアアップ助成金による非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善の推進

・より高い賃金で新たに人を雇い入れる企業への支援の拡充

・働く人が自らの意思でリスキリングに取り組み、キャリアを形成していくことを支援する企業への助成率引上げなど、労働者のリスキリングへの支援強化

・デジタル推進人材の育成強化

・雇用調整助成金の特例措置等の段階的な縮減

・雇用保険財政の安定化

・介護等の職員の待遇改善に向けた見える化や業務効率化、負担軽減の推進　等

○科学技術・イノベーションへの投資の強化

・ワクチン大規模臨床試験の支援

・全ゲノム解析等実行計画2022の推進

・遺伝子治療の実用化促進　　等

○医療・介護分野のDXの推進

・マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた取組（オンライン資格確認の用途拡大等の推進）

・予防接種事務のデジタル化

・電子処方箋の安全かつ正確な運用に向けた環境整備

・保健医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI)の普及事業

・全国医療情報プラットフォームの創設　　等

Ⅲ.新しい資本主義実現の加速（続き）

○こども・子育て支援・女性活躍

・「新子育て安心プラン」に基づく保育所等の施設整備等

・妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援（妊娠届出時・出生届出時を通じて計10万円相当）を一体として実施する事業の創設、継続的な実施

・令和５年度当初予算における出産育児一時金の大幅な増額

・困窮するひとり親家庭等や要支援世帯のこども等を対象としたこども食堂など、こどもの居場所や食への支援

・放課後児童クラブと放課後子供教室の連携促進等

・HPVワクチンに係る相談支援体制及び医療体制の強化　　等

○包括社会の実現

・NPO等による生活困窮者支援・自殺対策の取組への支援　　等

○その他

・個人型確定拠出年金（iDeCo）制度の改革　　等

Ⅳ.防災・減災、国土強靱化の推進、外交・安全保障環境の変化への対応など国民の安全・安心の確保

○感染症対応の強化

・都道府県による病床確保や宿泊療養施設の確保、医療人材の確保等の取組への支援

・オミクロン株対応ワクチン接種等を実施するためのワクチン接種体制確保

・新型コロナワクチンの確保

・ウィズコロナの新たな段階への移行等に向けた政策研究及び治療薬等に関する研究開発支援

・抗原定性検査キットの確保

・国内における抗菌薬の安定供給体制強化　　等

○生活困窮者への支援

・特例貸付の借受人等にプッシュ型支援や柔軟な相談支援等を行うための体制強化

・住居確保給付金の特例の延長　　等

○小学校等臨時休業等への対応

・小学校休業等対応助成金・支援金について、感染状況等を踏まえ適切に対応

○水道施設等の耐災害性の強化等

・水道施設、医療施設、社会福祉施設等の耐災害性強化、災害復旧への支援等

○その他

・保育所等における送迎バスの安全装置改修等への支援等

物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和４年10月28日閣議決定）（抄）

第2章 経済再生に向けた具体的施策
Ⅰ 物価高騰・賃上げへの取組
3. 継続的な賃上げの促進・中小企業支援
（1）賃上げの促進

物価上昇に負けない継続的な賃上げを強力に促進するため、今年度から抜本的に拡充した賃上げ促進税制の活用促進、賃上げを行った企業の優先的な政府調達等に加え、中堅・中小企業・小規模事業者における事業再構築・生産性向上等と一体的に行う賃金の引上げへの支援を大幅に拡充する。

あわせて、非正規雇用労働者の待遇の根本的改善を図るため、同一労働同一賃金の遵守を一層徹底するほか、最低賃金について、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に全国加重平均が1,000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。

また、公共事業等について、現下の資材価格の高騰等を踏まえ、適切な価格転嫁が進むよう促した上で、必要な事業量を確保し、社会資本整備を着実に進めるとともに、建設企業の適正な利潤の確保と建設労働者の賃上げにつなげていく。

こうした取組を進めていく中で、来春の賃金交渉においては、政府としては、物価上昇率をカバーする賃上げを目標にして労使で議論いただくことを期待する。

・中小企業等事業再構築促進事業（経済産業省）
・中小企業生産性革命推進事業（経済産業省）
・業務改善助成金の拡充（事業場内最低賃金引上げのための助成）（厚生労働省）
・働き方改革推進支援助成金の拡充（「賃上げ加算」の増額）（厚生労働省）
・労働基準監督署による企業への賃上げ要請・支援等（厚生労働省）
・賃金引上げのための各種支援策・好事例等の周知広報（厚生労働省）
・同一労働同一賃金の徹底（厚生労働省）
・現下の資材価格の高騰等を踏まえた公共事業等の実施（国土交通省）等

物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和４年10月28日閣議決定）（抄）

Ⅲ「新しい資本主義」の加速

1.「人への投資」の抜本強化と成長分野への労働移動：構造的賃上げに向けた一体改革

（1）人への投資の強化と労働移動の円滑化

デジタル分野等の新たなスキルの獲得と成長分野への円滑な労働移動を同時に進める観点から、3年間に4,000億円規模で実施している「人への投資」の施策パッケージを5年間で1兆円へ拡充する。

具体的には、「企業間・産業間の労働移動の円滑化」に重点を置いて、訓練後に非正規雇用を正規雇用に転換する企業や、賃上げを伴う転職・労働移動の実現に向け、より高い賃金で新たに人を雇い入れる企業への支援の拡充を行う。また、在職者のキャリアアップのための転職支援として、民間専門家に相談して、リスキリング・転職までを一気通貫で支援する制度を新設する。さらに、地域金融機関等による地域企業への人材マッチング等に取り組むほか、副業を受け入れる企業への支援を新設する。

あわせて、働く人が自らの意思でリスキリングに取り組み、キャリアを形成していくことを支援する企業への助成率引上げなど、労働者のリスキリングへの支援を強化する。（中略）

さらに、リスキリングへの支援策の整備や年功賃金から日本に合った形での職務給への移行など、企業間・産業間での労働移動円滑化に向けた指針を来年6月までに取りまとめ、その実行のために必要な政策を具体化するとともに、継続的な賃上げの促進に加え、人材の育成・活性化を通じた賃上げの促進、賃金上昇を伴う円滑な労働移動の支援及び雇用のセーフティネットの再整備にも一体的、継続的に取り組むことで、変化に柔軟な対応力を持ち、個人の多様な選択を支える労働市場を整備する。（中略）

・キャリアアップ助成金による非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善の推進（厚生労働省）
・労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）及び中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）の見直し（厚生労働省）
・特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）の拡充（厚生労働省）
・労働者に転職の機会を与える企業間・産業間の労働移動の円滑化（経済産業省）
・先導的人材マッチング事業（内閣府）【再掲】
・地域金融機関取引事業者支援高度化事業（大企業の人材プラットフォーム（レビキャリ）を通じたマッチング支援等）（金融庁）【再掲】
・人材開発支援助成金の「人への投資促進コース」の拡充（助成率の引上げ）及び「事業展開等リスキリング支援コース（仮称）」の創設（厚生労働省）
・産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）（仮称）の創設（厚生労働省）
・経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しの支援（教育訓練給付の拡充）（厚生労働省）
・成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業（文部科学省）
・建設技能者のスキル向上・処遇改善に向けた建設キャリアアップシステムの導入促進事業（デジタル庁）
・公的職業訓練のデジタル分野の重点化によるデジタル推進人材の育成（厚生労働省）
・科学研究費助成事業「特別研究員奨励費」による若手研究者への支援の強化（文部科学省）
・海外留学支援制度における日本人学生の留学継続のための経費（文部科学省）
・JICA開発大学院連携等を通じた人への投資の促進（外務省）【再掲】
・雇用調整助成金の特例措置等の段階的な縮減（厚生労働省）
・雇用保険財政の安定（一般会計からの繰入れ）（厚生労働省）
・成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金による継続的支援策の創設（文部科学省）
・教員研修高度化推進支援事業（文部科学省）
・地域スポーツクラブ活動体制整備事業【再掲】、地域連携や地域文化倶楽部活動移行に向けた環境の一体的な整備（文部科学省）等

物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和４年10月28日閣議決定）（抄）

Ⅲ「新しい資本主義」の加速

2．成長分野における大胆な投資の促進

（2）スタートアップの起業加速

① スタートアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築

スタートアップの育成は、日本経済のダイナミズムと成長を促し、社会的課題を解決する鍵であり、本年をスタートアップ元年とし、5年10倍増を視野に5か年計画を本年末に策定する。

スタートアップ立ち上げ期に重要となる人材・ネットワーク面での支援を行う。具体的には、優れたIT人材を発掘・育成する取組の拡大、起業を志す若手人材の5年間1,000人規模でのシリコンバレーや東海岸への派遣及び海外における起業家育成拠点の創設、アントレプレナーシップ教育の強化の検討、1大学1IPO運動の展開、大学等でのスタートアップ創出に向けた支援策の強化、スタートアップ・エコシステム拠点形成の推進、フリーランスの取引適正化法制の整備、インキュベーション施設の整備支援などを行う。

・スタートアップの起業加速（優れたIT人材を発掘・育成する取組の拡大、海外における起業家育成拠点の創設、大学等の技術シーズ事業化支援等）（経 済産業省）【再掲】
・国際展開する大学発スタートアップの創出と高校生等への起業家教育の拡大（文部科学省）
・全ての高等専門学校におけるスタートアップ教育環境整備事業（文部科学省）
・グローバル・スタートアップ・キャンパス構想の推進（内閣府）
・グローバル・スタートアップ・アクセラレーションプログラム（スタートアップのグローバル展開の促進）（内閣府）【再掲】
・沖縄科学技術大学院大学（OIST）におけるスタートアップの取組支援（内閣府）【再掲】
・アグリ・スタートアップ創出強化対策（農林水産省） 等

3．包摂社会の実現

（2）女性活躍

新しい資本主義の中核として位置づけられた女性の経済的自立の実現に向けて、男女の賃金格差など我が国の女性が直面している構造的な問題に対応していく。女性デジタル人材や女性起業家の育成支援等、地方公共団体による女性の活躍推進に向けた取組を支援する。「デジタル推進人材」の育成・確保に当たっても、ジェンダーギャップの解消が重要であるとの認識に立って取り組む。また、同一労働同一賃金の遵守を徹底するとともに、女性が多い非正規雇用労働者の正社員化や待遇改善を支援する。女性就労の制約となっていると指摘されている社会保障等について、働き方に中立的なものにすることを検討する。女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現に向けて、配偶者暴力・性暴力被害者等の相談・支援体制の更なる充実やAV出演被害防止・救済等を推進する。

・地域女性活躍推進交付金（内閣府）【再掲】
・同一労働同一賃金の徹底（厚生労働省）【再掲】
・キャリアアップ助成金による非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善の推進（厚生労働省）【再掲】
・性犯罪・性暴力対策、DV被害者支援（内閣府）
・HPV相談支援体制・医療体制強化事業（厚生労働省） 等

物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和４年10月28日閣議決定）（抄）

Ⅳ 防災・減災、国土強靱化の推進、外交・安全保障環境の変化への対応など、国民の安全・安心の確保

１．ウィズコロナ下での感染症対応の強化

（1）保健医療体制の強化・重点化と雇用・暮らしを守る支援

感染症法上の措置について、高齢者・重症化リスクのある者に対する適切な医療の提供を中心とする考え方に立ち、保健医療体制の強化・重点化を進める。

都道府県による病床確保や宿泊療養施設の確保、医療人材の確保等の取組を支援する。今後の感染拡大による需要増に備え、PCR検査体制の整備や国による在庫買取りによる抗原定性検査キットの確保といった検査の環境整備を行うとともに、医療用物資の確保・備蓄を進める。

感染拡大により予期せぬ不足を生じた必要な経費には、引き続き地方創生臨時交付金や予備費の適時適切な執行により、自治体が財政上の不安なく感染症対策を講じられるよう迅速・機動的に対応する。

雇用調整助成金の迅速な支給を継続する[27]とともに、生活困窮者の支援に万全を期す。

・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（厚生労働省）
・新型コロナウイルス感染症抗原検査キットの確保等（厚生労働省）
・医療用物資の備蓄等事業（厚生労働省）
・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（内閣府）【再掲】
・新型コロナウイルス感染症対策事業（厚生労働省）
・新型コロナウイルス感染症等に係る看護職員等確保事業（厚生労働省）
・雇用調整助成金の特例措置等の段階的な縮減（厚生労働省）【再掲】
・住居確保給付金（厚生労働省）
・新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（厚生労働省）
・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金（厚生労働省）
・新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により休業する妊婦のための助成制度（厚生労働省）

---

[27] 小学校休業等対応助成金・支援金については、感染状況や学校休業等の状況を踏まえつつ、適切に対応する。

令和４年度 厚生労働省第二次補正予算案のポイント

追加額 ４兆7,858億円（うち一般会計４兆6,137億円）

Ⅰ.賃上げ、人への投資、成長分野への労働移動とそれを支える雇用保険財政の安定化（「賃上げ・人材活性化・労働市場強化」雇用・労働総合政策パッケージ）等 7,444億円

- ○ 最低賃金引上げへの対応を支援するための業務改善助成金の拡充 100億円 *(1)*
- ○ 生産性向上に向けた取組を支援する働き方改革推進支援助成金の拡充 28億円 *(1、3)*
- ○ 企業内における事業展開等に伴う労働者のスキル習得を支援する人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース（仮称））の創設 制度要求 *(3)*
- ○ キャリアアップ助成金による非正規雇用労働者の処遇改善 制度要求 *(3)*
- ○ 特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）を活用した就職困難者の人材育成の推進 制度要求 *(3)*
- ○ 賃金上昇につながるスキルアップを目的とした在籍型出向を支援する産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース（仮称））の創設 制度要求 *(3)*
- ○ 賃金上昇を伴う早期再就職を支援する労働移動支援助成金の見直し 制度要求 *(3)*
- ○ 賃金上昇を伴う中高年齢者の中途採用の拡大を支援する中途採用等支援助成金の見直し 制度要求 *(3)*
- ○ 同一労働同一賃金の徹底 増員要求 *(1、3)*
- ○ 雇用保険財政の安定 7,276億円 *(3)*
- ○ 産業保健関係助成金を活用した労働者の健康促進支援 9.5億円 *(3)*
- ○ 介護福祉士修学資金等貸付事業による人材の確保 12億円 *(3)*
- ○ 介護等の職員の待遇改善に向けた業務効率化や負担軽減の推進 14億円 *(3)*

等

Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症対策及びコロナ禍の影響を受けた方への支援等 3兆6,604億円

- ○ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による支援 1兆5,189億円 *(4)*
- ○ 新型コロナワクチンの接種体制の確保 7,526億円 *(4)*
- ○ 新型コロナワクチンの確保 4,750億円 *(4)*
- ○ 感染拡大に備えた抗原定性検査キットの確保 863億円 *(4)*
- ○ 水際対策を着実に実施するための検疫体制の確保 592億円 *(2)*
- ○ 感染症拡大等に備えた医療用物資の備蓄 454億円 *(4)*
- ○ 新型コロナウイルス感染症療養患者への薬剤交付支援 1.3億円 *(4)*
- ○ プレパンデミックワクチンの備蓄等感染症対策の強化 94億円 *(4)*
- ○ COVAXファシリティ（ワクチン共同購入制度）等への拠出 332億円 *(4)*
- ○ 海外依存度の高い抗菌薬原薬等の国内製造体制構築の支援 553億円 *(4)*
- ○ 生活衛生関係営業者の経営改善に向けた支援等 12億円 *(1、2、3)*
- ○ 小学校休業等対応助成金・支援金による保護者の休暇取得支援 406億円 *(4)*
- ○ 雇用調整助成金等による雇用維持の取組への支援 1,783億円 *(4)*

等

Ⅲ. 医療・介護分野のDXの推進、科学技術力向上・イノベーションの実現 1,000億円

- ○ マイナンバーカードと健康保険証等の一体化に向けた取組（オンライン資格確認の用途拡大等の推進） 344億円 *(3)*
- ○ 医療情報等の共有基盤となる全国医療情報プラットフォームの創設 27億円 *(3)*
- ○ 電子処方箋の安全かつ正確な運用に向けた環境整備・保健医療福祉分野の公開鍵基盤（HPKI）の普及 56億円 *(3)*
- ○ 整合的かつ効率的な審査支払機能の運用に向けた国保総合システムの整備 57億円 *(3)*
- ○ 予防接種事務デジタル化等のための環境整備 11億円 *(3)*
- ○ 全ゲノム解析等実行計画2022の推進 49億円 *(3)*
- ○ 遺伝子治療の実用化促進のための支援や臨床研究データベースの拡充 2.0億円 *(3)*
- ○ 感染症の治療薬等に関する研究開発支援やウィズコロナの新たな段階への移行に向けた政策研究の推進 79億円 *(3、4)*

等

Ⅳ. 子ども・子育て支援等 1,967億円

- ○ 妊婦・低年齢児の親への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施 1,267億円 *(3)*
- ○ 「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」の推進 155億円 *(4)*
- ○ 「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備 349億円 *(3)*
- ○ 放課後児童クラブの受け皿整備・放課後子供教室との連携推進 12億円 *(3)*
- ○ こどもの居場所づくりに関するモデル事業の実施 1.5億円 *(3)*
- ○ ひとり親家庭等の子どもの食事等支援 25億円 *(3)*
- ○ HPVワクチンの相談支援体制・医療体制の強化 91百万円 *(3)*

等

Ⅴ. 安心できる暮らしと包摂社会の実現 866億円

- ○ 自治体、NPO等による生活困窮者支援・自殺対策の取組等への支援 65億円 *(3、4)*
- ○ 水道施設、医療施設、社会福祉施設等の耐災害性強化、災害復旧への支援等 689億円 *(2、3、4)*

等

※各項目末尾の数字(1～4)は「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」の柱のうち、該当する柱番号。

1．物価高騰、賃上げへの取組 132億円
2．円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化 798億円
3．新しい資本主義の加速 １兆95億円
4．防災・減災、国土強靭化の推進など安全・安心の確保 ３兆6,800億円

【○キャリアアップ助成金による非正規雇用労働者の処遇改善】

令和4年度第二次補正予算案　制度要求

雇用環境・均等局
有期・短時間労働課
（内線5268）

施策名：キャリアアップ助成金による非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善の推進

① 施策の目的

人的資本への投資の強化の観点から、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化や処遇改善を行う事業主に対して助成を行う。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

非正規雇用労働者が正規雇用労働者に転換等した場合に助成する正社員化コースを拡充するとともに、非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を増額改定させた場合に助成する賃金規定等改定コースを拡充する。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

※実施主体は都道府県労働局

正社員化コース

- 人材開発支援助成金における、**自発的職業能力開発訓練**及び**定額制訓練**修了後に正社員化した際の**加算額を引き上げる**。
  - 有期→正規の場合：1人あたり加算　＋**95,000円**　⇒　**＋110,000円**（大企業も同額）　【 1人あたり助成額 68万円（53.75万円） 】※( )は大企業
  - 無期→正規の場合：1人あたり加算　＋**47,500円**　⇒　**＋ 55,000円**（大企業も同額）　【 1人あたり助成額 34万円（26.875万円）】
- 人材開発支援助成金「**事業展開等リスキリング支援コース**」(仮称) における特定の訓練修了後に正社員化した場合を**新たに加算対象とする**。
  （※有期→正規の場合：１人あたり加算　＋95,000円、無期→正規の場合：１人あたり加算　＋47,500円）

賃金規定等改定コース

- 支給要件を見直す(２％以上→**３％以上**)とともに、**５％以上の賃金引き上げを行う場合の助成額を大幅に拡充**する。(見直しに伴い生産性要件は廃止)
- 1事業所あたり１年度１回の申請制限を撤廃する。

（現行）

賃金引上率	対象人数	２％以上３％未満	３％以上５％未満	５％以上
中小企業	1～5人	**32,000**	**46,250**	**55,750**
	6人以上	**28,500**	**42,750**	**52,250**
大企業	1～5人	**21,000**		
	6人以上	**19,000**		

1人あたり助成額の拡充 →

（拡充後）

賃金引上率	３％以上５％未満	５％以上
中小企業	**50,000**	**65,000**
大企業	**33,000**	**43,000**

➢ 令和４年9月までの遡及適用

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

中長期も含めた人への投資強化及び更なる賃上げの促進が期待できる。

【○同一労働同一賃金の徹底】

施策名：同一労働同一賃金の徹底

物価高克服・経済再生実現のための
総合経済対策に伴う増員要求

雇用環境・均等局有期・短時間労働課
労働基準局監督課
（内線5269、5556）

① 施策の目的

非正規雇用労働者の待遇改善を図る。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
○		○	

③ 施策の概要

同一企業内における正規と非正規との不合理な待遇差を禁止する同一労働同一賃金の施行について、労働局が新たに労働基準監督署と連携し、同一労働同一賃金の遵守を徹底するとともに、キャリアアップ助成金等を活用し、非正規雇用労働者の待遇改善を支援する。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

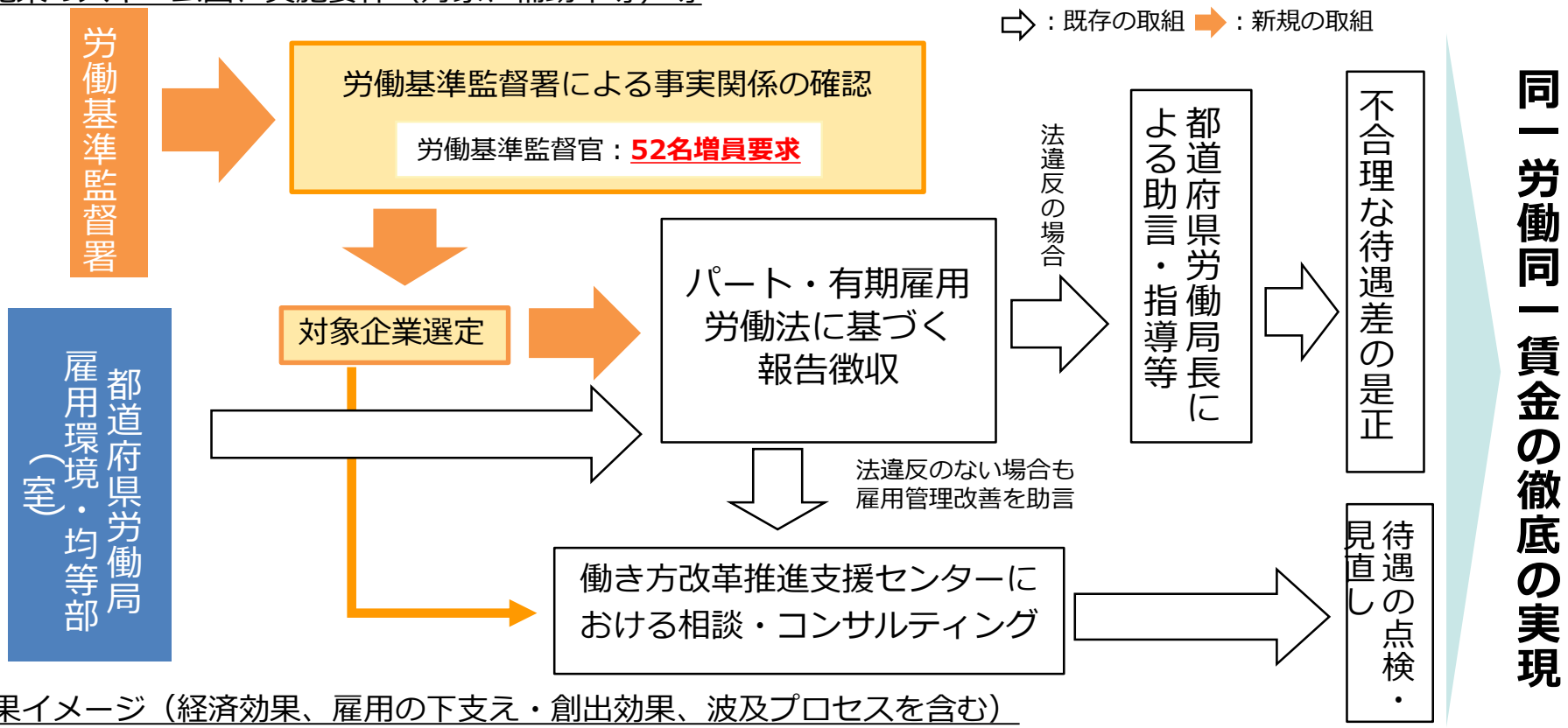

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

労働局が労働基準監督署と連携することにより、パート・有期雇用労働法に基づく是正指導の実効性の強化等を図る。

【○小学校休業等対応助成金・支援金による保護者の休暇取得支援】

令和４年度第二次補正予算案　406億円
※労働特会（雇）360億円、一般会計 47億円

雇用環境・均等局
職業生活両立課
（内線7865）

施策名：新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金

① 施策の目的

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を行うため仕事を休まざるを得ない保護者を支援するため、雇用されている方や委託を受けて個人で就業する予定であった方に対する支援を行う。

② 対策の柱との関係

1	2	3	4
			○

③ 施策の概要

新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者を支援するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた企業に対する助成金を支給する。

また、同様の理由で委託を受けて個人で仕事をする方が、契約した仕事ができなくなった場合にも支援する。

（対象となる休暇等の期間を令和５年３月まで延長する。）

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

●支給対象者

・子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた事業主

・子どもの世話を行うことが必要となった保護者であって、委託を受けて個人で仕事をする者

●対象となる子ども

① 新型コロナウイルス感染症への対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等（※）に通う子ども

※ 小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

② ⅰ）～ⅲ）のいずれかに該当し、小学校等を休むことが必要な子ども

ⅰ）新型コロナウイルスに感染した子ども

ⅱ）風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども

ⅲ）医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

●支給額

・労働者を雇用する事業主の方：休暇中に支払った賃金相当額

・委託を受けて個人で仕事をする方：就業できなかった日について、定額

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるを得ない保護者を支援し、休みが取りやすい環境の整備を進める。

【等（新型コロナウイルス感染症対策及びコロナ禍の影響を受けた方への支援等）】

施策名：新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により休業する妊婦のための助成制度

令和4年度第二次補正予算案　3.5億円
※労働特会（労）　1.1億円、労働特会（雇）　2.4億円

雇用環境・均等局
雇用機会均等課（内線7843）

①　施策の目的

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として医師等の指導による休業が必要とされた妊婦が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境の整備を図る。

②　対策の柱との関係

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
			○

③　施策の概要

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により、医師等の指導による休業が必要とされた妊婦に有給の休暇を取得させる事業主への助成を行う。

④　施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

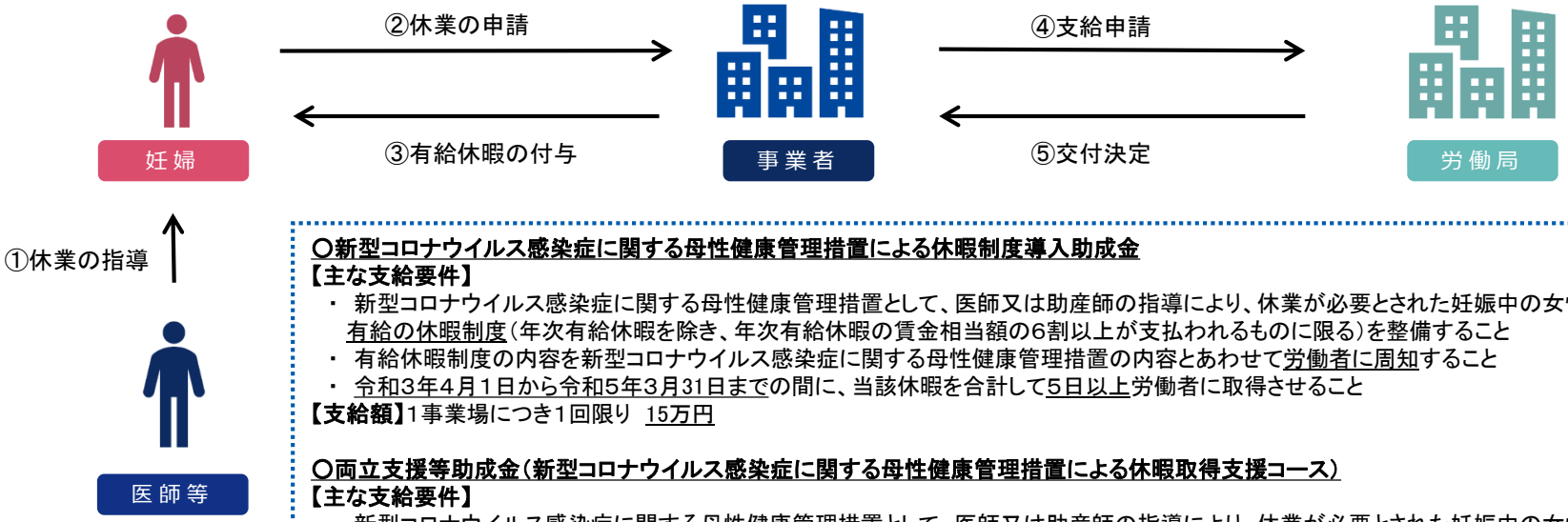

○新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金

【主な支給要件】

- 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師又は助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度（年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る）を整備すること
- 有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知すること
- 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に、当該休暇を合計して5日以上労働者に取得させること

【支給額】1事業場につき1回限り　15万円

○両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）

【主な支給要件】

- 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師又は助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度（年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る）を整備すること
- 有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知すること
- 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に、当該休暇を合計して20日以上労働者に取得させること

【支給額】 対象労働者1人当たり　28.5万円　（1事業所当たり上限5人まで）

⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

休業が必要とされた妊婦が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境の整備が図られる。